

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第二十号

#### 山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則四十三号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「室長 主幹」を削り、同表出納室の項を次のように改める。

会計管理者部局	会計管理者 課長
---------	----------

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表中「町長部局」とは、安芸太田町課設置条例（平成十八年安芸太田町条例第二十一号）第一条第一号に規定する機関をいう。
- 2 町長部局の項中「課長補佐」とは、課長補佐のうち、総務課に置かれ人事及び財政に関する事務を担当するものをいう。
- 3 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び会計課により構成される機関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。